

岐阜県公報

号 外 (九) 令 和 六 年 四 月 一 日

目 次

規 則

岐阜県要保護女子に対する被服支給規則を廃止する規則

(子ども家庭課)

一

岐阜県立千草寮運営規則

(同)

一

岐阜県女性相談支援センター運営規則

(同)

九

告 示

岐阜県女性相談支援センターで使用する公印

(子ども家庭課)

一三

規 則

岐阜県要保護女子に対する被服支給規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県要保護女子に対する被服支給規則を廃止する規則

岐阜県要保護女子に対する被服支給規則(昭和三十三年岐阜県規則第十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立千草寮運営規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県立千草寮運営規則

(目的)

第一条 この規則は、岐阜県立千草寮(以下「寮」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定員)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)

令和六年四月一日

第二条 寮の定員は、十五人とする。

(入所)

第三条 寮に入所することができる者は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第二条に規定する困難な問題を抱える女性、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者（同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）その他の支援を必要とする者とする。

2 寮に入所しようとする者は、入所申請書（別記第一号様式）を岐阜県女性相談支援センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

3 所長は、前項の申請書が提出され、その者について入所を決定したときは、入所決定通知書（別記第二号様式）により申請者に、入所決定連絡書（別記第三号様式）により寮の長に通知するものとする。

(退所)

第四条 入所者は、退所しようとするときは、退所申請書（別記第四号様式）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、入所者の退所を決定したときは、退所決定通知書（別記第五号様式）により申請者に、退所決定連絡書（別記第六号様式）により寮の長に通知するものとする。

(遵守事項)

第五条 入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 寮の施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。

四 火気又は危険物を取り扱わないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、知事（岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第三項の規定による指定があつた場合、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。）が指示する事項

2 所長は、入所者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、寮からの退所を命ずることができる。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、寮の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岐阜県立千草寮運営規則の廃止)

2 岐阜県立千草寮運営規則（昭和三十四年岐阜県規則第十五号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に旧規則第三条第三項の規定により入所措置の決定をされて入所している者は、この規則第三条第三項の規定により入所の決定をされた者とみなす。

別記

第1号様式 (第3条関係)

入所申請書

年 月 日

岐阜県女性相談支援センター所長 様

申請者 住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日

下記のとおり岐阜県立千草寮への入所を申請します。

記

本人の 状 況	連絡先	() -				
	国 籍	日本 ・ 外国 ()				
	職 業					
	健 康 状 態					
同伴者	ふりがな 氏 名	生年月日	続柄	職業・学校	備考	
入所希望日						
年 月 日 から						
入所を希望する理由						

第2号様式 (第3条関係)

入所決定通知書

様

第 号
年 月 日

岐阜県女性相談支援センター所長 印

下記のとおり入所を決定したので通知します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
入 所 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
同 伴 者 名 氏	1 年 月 日生
	2 年 月 日生
	3 年 月 日生

<教示>

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第3号様式 (第3条関係)

入所決定連絡書

岐阜県立千草寮長 様

第 号
年 月 日

岐阜県女性相談支援センター所長 印

下記のとおり入所を決定したので連絡します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
入 所 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
同 伴 者 名 氏	1 年 月 日生
	2 年 月 日生
	3 年 月 日生

第4号様式 (第4条関係)

退所申請書

年 月 日

岐阜県女性相談支援センター所長 様

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

下記のとおり岐阜県立千草寮から退所したいので申請します。

記

入所年月日	年 月 日	退所予定日	年 月 日
退所後の 住 所 連 絡 先	() -		
今後の就業 先及び職業	就業先		
	職 業		
退所を希望 する理由及 び今後の生 活設計			

第5号様式 (第4条関係)

退所決定通知書

様

第 年 月 日 号

岐阜県女性相談支援センター所長 印

下記のとおり退所を決定したので通知します。

記

入所年月日	年 月 日
退所年月日	年 月 日
氏 名	
生 年 月 日	
同 伴 者 氏 名	1 年 月 日生
	2 年 月 日生
	3 年 月 日生

< 教 示 >

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第6号様式 (第4条関係)

退所決定連絡書

第 号
年 月 日

岐阜県立千草寮長 様

岐阜県女性相談支援センター所長 印

下記のとおり退所を決定したので連絡します。

記

入所年月日	年 月 日
退所年月日	年 月 日
氏 名	
生 年 月 日	
同 伴 者 名 氏	1 年 月 日生
	2 年 月 日生
	3 年 月 日生

岐阜県女性相談支援センター運営規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県女性相談支援センター運営規則

(目的)

第一条 この規則は、岐阜県女性相談支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定員)

第二条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第六項に規定する一時保護を行う施設の定員は、十五人とする。

(一時保護)

第三条 法第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項の規定により厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。以下「一時保護」という。）の期間は、二週間以内とする。ただし、センターの長（以下「所長」という。）が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 一時保護を受けようとする者は、一時保護申請書（別記第一号様式）を所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項の申請書が提出され、その者について一時保護を決定したときは、一時保護決定通知書（別記第二号様式）により通知するものとする。

4 所長は、前項の規定による決定をした者の一時保護を終了するときは、一時保護終了決定通知書（別記第三号様式）により通知するものとする。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

（岐阜県女性相談センター運営規則の廃止）

2 岐阜県女性相談センター運営規則（昭和三十二年岐阜県規則第八十四号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に旧規則第五条第二項の規定により保護の決定をされて保護されている者は、この規則第三条第三項の規定により一時保護の決定をされた者となす。

別記

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

岐阜県女性相談支援センター所長 様

(ふりがな)

氏 名

生年月日

年 月 日

一時保護申請書

下記により困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号) 第9条第3項第2号の規定による一時保護を申請します。

記

本人の 状 況	現在の 居住地					
	国 籍	日本 ・ 外国 ()				
	職 業				健康状態	
同居家 族の構 成	ふりがな 氏 名	生年月日	続柄	職業・学校	同伴者 (○印)	健康状態
一時保護を必要とする理由						

第2号様式 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県女性相談支援センター所長 印

一時保護決定通知書

下記のとおり一時保護を決定したので通知します。

記

保護開始年月日	年 月 日
一時保護 決定者氏名	年 月 日生
同 伴 者 名 氏	1 年 月 日生
	2 年 月 日生
	3 年 月 日生
	4 年 月 日生
	5 年 月 日生

<教示>

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第3号様式 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県女性相談支援センター所長 印

一時保護終了決定通知書

下記のとおり一時保護の終了を決定したので通知します。

記

保護開始年月日	年 月 日
保護終了年月日	年 月 日
一時保護終了 決定者氏名	年 月 日生
同 伴 者 名 氏	1 年 月 日生
	2 年 月 日生
	3 年 月 日生
	4 年 月 日生
	5 年 月 日生
<p><教示></p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

告 示

岐阜県告示第七十二号

岐阜県女性相談支援センターで使用する公印を次のように定め、令和六年四月一日から使用する。

なお、岐阜県女性相談センターで使用する公印に関する告示（平成十年岐阜県告示第二百四十四号）は、令和六年四月一日から廃止する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書体 てん書
大きさ 二十ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県女性相談支援センター所長

令和六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社